



条例改正新旧対照表

令和6年11月28日

丹波篠山市

目 次

議案第 6 8 号	丹波篠山市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例	1
議案第 6 9 号	丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 7 0 号	丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	9
	丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第 2 項関係）	9
議案第 7 1 号	丹波篠山市まちづくり条例の一部を改正する条例	1 0
議案第 7 2 号	丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部を改正する条例	1 1

丹波篠山市自家用有償旅客運送条例新旧対照表

現行					改正案				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
路線名	実施地区	起点	主な経過地	終点	路線名	実施地区	起点	主な経過地	終点
大芋線	大芋地区	大芋地区内	細工所	北新町	大芋線	大芋地区	大芋地区内	細工所	北新町
後川線	後川地区	後川地区内	日置	北新町	後川線	後川地区	後川地区内	日置	北新町
西紀北線	西紀北地区	桑原	本郷	川阪	西紀北線	西紀北地区	桑原	本郷	川阪
西紀中線	西紀中地区	西紀中地区内	西谷	東吹	西紀中線	西紀中地区	西紀中地区内	西谷	東吹
村雲線	村雲地区	村雲地区内	細工所	福井	(削除)				
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）				
区分		使用料			区分		使用料		
別表第1に規定する各地区内での運行の場合（ただし、大芋地区については福住地区及び村雲地区を、後川地区については日置地区を、 <u>村雲地区については大芋地区をそれぞれの地区に含む。</u> ）		大人	200円		別表第1に規定する各地区内での運行の場合（ただし、大芋地区については福住地区及び村雲地区を、後川地区については日置地区をそれぞれの地区に含む。）		大人	200円	
		小人	100円				小人	100円	
		幼児	無料				幼児	無料	
		障害者等	上記区分による金額の2分の1				障害者等	上記区分による金額の2分の1	
上記地区の境を越えた運行の場合		大人	500円		上記地区の境を越えた運行の場合		大人	500円	
		小人	250円				小人	250円	
		幼児	無料				幼児	無料	
		障害者等	上記区分による				障害者等	上記区分による	

	る金額の2分の1		る金額の2分の1
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この表において「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは小学生を、「幼児」とは小学校就学前の者をいう。 この表において「障害者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳又は兵庫県療育手帳制度要綱（昭和49年2月27日障福第749号兵庫県民生部長通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者（身体障害者手帳の交付を受けた者にあつては、その介護人を含む。）をいう。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この表において「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは小学生を、「幼児」とは小学校就学前の者をいう。 この表において「障害者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳又は兵庫県療育手帳制度要綱（昭和49年2月27日障福第749号兵庫県民生部長通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者（身体障害者手帳の交付を受けた者にあつては、その介護人を含む。）をいう。 	

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) (略)

(2) 市の執行機関が、市の他の執行機関に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該市の他の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	市が設置する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) (略)

(2) 市の執行機関が、市の他の執行機関に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該市の他の執行機関が当該利用特定個人情報を提供するとき。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	市が設置する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u> であって規則で定めるもの
4 教育委員会	就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u> であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。） (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	福祉医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。） (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付

	<p>金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報</p> <p>(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は同法第7条第1項に規定す</p>		<p>金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報</p> <p>(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は同法第7条第1項に規定す</p>
--	---	--	---

		る医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報
2 市長	市が設置する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		る医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報 (7) <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）</u>
2 市長	市が設置する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員	住登外者宛名	市長	住登外者関係情報

	会	番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に関する事 務であって規 則で定めるも の	であって規則で定 めるもの
--	---	---	------------------

丹波篠山市附属機関設置条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
執行機関	附属機関	担当事務	執行機関	附属機関	担当事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	丹波篠山市交通安全対策会議	交通安全計画の策定及びその推進についての調査審議		丹波篠山市交通安全対策会議	交通安全計画の策定及びその推進についての調査審議
	丹波篠山市女性委員会	男女共同参画の推進についての調査審議		(削除)	
	(略)	(略)		(略)	(略)

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ふれあい館運営審議会	委員	日額 4,000円	ふれあい館運営審議会	委員	日額 4,000円
女性委員会	委員	日額 3,000円	(削除)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

丹波篠山市まちづくり条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(国等が行う開発行為等)</p> <p>第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う開発行為等については、第5条第1項の事前協議及び第8条第1項の許可申請を要しない。この場合において、国等は、当該開発行為等について、市長にその内容を通知しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る開発行為等が丹波篠山市の<u>まちづくりに支障があると認める</u>ときは、<u>国等に対し、必要な協議をすることができる。</u></p>	<p>(国等が行う開発行為等)</p> <p>第15条 国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う開発行為等については、第5条第1項の事前協議及び第8条第1項の許可申請を要しない。この場合において、国等は、当該開発行為等について、市長にその内容を通知しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る開発行為等が丹波篠山市の<u>まちづくりを推進するため必要があると認める</u>ときは、<u>当該国等に対し、第4条第3項各号に掲げる計画と整合を図るよう協議をを求める</u>ことができる。</p>

丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
(4館共通入館料) 第2条 4館共通入館料(消費税相当額を含む。)は、次のとおりとする。				(4館共通入館料) 第2条 4館共通入館料(消費税相当額を含む。)は、次のとおりとする。			
大人	1人	<u>600円</u>	保護者同伴の6歳未満の者は除く。	大人	1人	<u>900円</u>	保護者同伴の6歳未満の者は除く。
大学生、高校生	1人	<u>300円</u>		大学生、高校生	1人	<u>500円</u>	
中学生、小学生	1人	<u>150円</u>		中学生、小学生	1人	<u>300円</u>	
2～6 (略)				2～6 (略)			